

## 新型コロナウイルス感染拡大にかかる富山県緊急事態措置

令和2年4月16日に国が新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第32条第1項に基づく緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大されたことを受け、次のとおり緊急事態措置を実施する。

## 1 措置を実施する期間

令和2年4月17日(金)から5月6日(水)まで

## 2 区域

富山県全域

## 3 実施する措置の内容

## (1) 不要不急の外出自粛等の協力要請

- 曜日や昼夜を問わず、県内外への不要不急の外出・往来は控えていただきたい。
- 特に、大型連休期間においては、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛いただきたい。
- カラオケ・ライブハウス、バー・ナイトクラブなどの繁華街の接待を伴う飲食店等への出入りは厳に自粛していただきたい。

## (2) 感染防止対策の徹底に関する協力要請

- 外出する場合には、マスクの着用や手洗い、咳エチケットの励行などの感染防止対策と、「密閉」「密集」「密接」の「3つの密」を回避する行動をしていただきたい。
- 各企業等においては、テレワークや時差出勤、テレビ会議の活用などに加えて、人が密集しやすいスーパー・ショッピングセンターなどの店舗や職場などにおいて、人ととの距離を開け、接触機会を減らす配慮を最大限講じていただきたい。
- 観光施設等において、人が集中するおそれがあるときは、入場者の制限等、適切に対応していただきたい。
- 発熱や風邪の症状等がみられる場合には、直ちに外出・出勤は控え、最寄りの帰国者・接触者相談センターに相談していただきたい。

## (3) その他の協力要請

- 新型コロナウイルス感染症問題に起因するストレスなどが高まらないよう、感染防止対策に留意したうえで屋外の公園等に出かけるなど、心身の健康に留意するとともに、問題がある場合には、心の健康センター等に相談していただきたい。
- 出所不明な不確かな情報などに惑わされることなく、国や県、各市町村が報道機関やSNSなどを通じて発出する正しい情報を基本として、「正しく理解し、正しく恐れる」ことを旨として、冷静に対応していただきたい。
- 患者・感染者や対策に携わっている医療従事者の方々及びそのご家族の方々などに対しては、人権に配慮して、差別や偏見を持たずに、また、風評被害を受けることのないように温かく見守り応援していただきたい。

(4) 施設の使用停止の要請等（別紙参照）（実施期間：4月23日～5月6日）

- ・特措法第24条第9項等に基づき、別紙1の施設管理者等に対し、施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請する。（＝休業要請）
- ・要請に応じない場合は、特措法第45条第2項、第3項、第4項に基づく要請、指示及び公表を行うことを検討する。
- ・別紙2に記載の100m<sup>2</sup>超かつ1,000m<sup>2</sup>以下の施設は、特措法によらず休業など適切な対応について協力を依頼する。
- ・別紙3に記載の施設は、営業を継続する際には、適切な感染防止対策を施すよう依頼する。